

## 世界のサービス貿易統計集の掲載内容について

本資料に掲載したサービス貿易統計は、国際通貨基金（IMF）発行の国際収支統計資料“Balance of Payment”をもとに編集したものである。

### 1) 掲載した系列とその対象系列：

本資料に掲載している統計系列は、国際収支表におけるサービス貿易の全項目の他に、財・サービス収支、経常収支を掲載した。

項目	英語名	コード番号	
		Credit	Debit
財・サービス収支	Goods & Services	2100..9...+2200..9...	3100..9...+3200..9...
財貿易収支	Goods	2100..9...	3100..9...
サービス（合計）	Services Total	2200..9...	3200..9...
輸送（合計）	Transportation services	2205..9...	3205..9...
旅客	Passenger	2850..9...	3850..9...
貨物	Freight	2851..9...	3851..9...
その他	Other	2852..9...	3852..9...
海上輸送、旅客	Sea transport, passenger	2207..9...	3207..9...
海上輸送、貨物	Sea transport, freight	2208..9...	3208..9...
海上輸送、その他	Sea transport, other	2209..9...	3209..9...
航空輸送、旅客	Air transport, passenger	2211..9...	3211..9...
航空輸送、貨物	Air transport, freight	2212..9...	3212..9...
航空輸送、その他	Air transport, other	2213..9...	3213..9...
その他輸送、旅客	Other transport, passenger	2215..9...	3215..9...
その他輸送、貨物	Other transport, freight	2216..9...	3216..9...
その他輸送、その他	Other transport, other	2217..9...	3217..9...
旅行（合計）	Travel ( Total )	2236..9...	3236..9...
業務旅行	Business travel	2237..9...	3237..9...
業務外旅行	Personal travel	2240..9...	3240..9...
その他のサービス（合計）	Other services ( Total )	2200BA9...	3200BA9...
通信	Communications	2245..9...	3245..9...
建設	Construction	2249..9...	3249..9...
保険	Insurance	2253..9...	3253..9...
金融	Financial	2260..9...	3260..9...
情報	Computer and information	2262..9...	3262..9...
特許等使用料	Royalties and licence fees	2266..9...	3266..9...
その他営利業務サービス	Other business services	2268..9...	3268..9...
文化・興行	Personal, cultural, and recreational	2287..9...	3287..9...
公的その他サービス	Government, n.i.e.	2291..9...	3291..9...

(注)コード番号はIMF発行の国際収支統計“Balance of Payment”で使用している系列のコードである。

## 2) 掲載している統計表の作表

すべての系列について、次の表を掲載。

各項目について表の形式は統一している。

- a) 「受取」 最大上位50カ国を掲載
- b) 「支払い」 最大上位50カ国を掲載
- c) 「収支尻」 黒字額および赤字額の最大上位50カ国を掲載

## 3) 価額 米ドル(100万ドル)

## 4) 主要項目の定義：

本誌資料に掲載したサービス貿易の定義は、IMF発行の“Balance of Payments Manual”に従っている。また、国ごとの違いについては統計“Balance of Payments Statistics Yearbook”(Part 3: Methodologies, Compilation Practices, and Data Sources)の解説が参考になる。以下の項目はIMF(1993)、日本銀行国際収支統計研究会(1996)、日本銀行国際局(1999)を参考にした。

### (1) 旅行

- 「旅行」には本邦の居住者(旅行者)が外国を訪問中に享受した財・サービスを支払、逆に非居住者が我が国で享受した財・サービスを受取に計上する。なお、旅客運賃は輸送に分類される。旅行はその目的に従って「業務旅行」及び「業務外旅行」に区分される。
- 旅行者とは、外為法令の規定に従い、日本人の場合は海外での滞在期間が2年未満の者、外国人の場合は本邦での滞在期間が6ヶ月未満の者として定義される。大使館等の政府の在外機関(軍事基地を含む)に勤務する者とその家族は旅行者から除かれており、これらに属する個人の支出は「公的その他サービス」に計上される。
- 「業務外旅行」は「業務旅行」以外の旅行を指す。「業務外旅行」に含まれるサービスの具体例としては、a)旅行先国で消費される宿泊費、食事代、娯楽費、訪問国内の交通費、b)旅行者が訪問国内から持ち出す贈り物・土産品の代金、c)旅行目的の為に必要な経費(会議への参加費、レセプション費、学費等)、d)渡航中の旅行者に対する医療費の送金、e)旅行業者が集金したツアー代金等の現地への送金、f)国際クレジットカードや海外百貨店等のクレジットに対する決済送金、などが計上されている。但し、国際間移動に関する旅客運賃は「輸送」に計上される。
- 「業務旅行」とは業務に伴う海外旅行の全てを指す。「業務旅行」に含まれる対象例としては、途中下車中の輸送手段の乗員、公務旅行中の政府職員・国際機関職員、及び販売促進・市場調査・会合・生産等の業務目的で海外に出張している旅行者などが挙げられる。なお、季節労働者等の短期の非居住労働者は旅行者ではないが、彼らが現地で雇用されている現地での財・サービスに対する個人的支出も「旅行」として計上される。

### (2) 輸送

- 「輸送」には、居住者(非居住者)が非居住者(居住者)の為にいった、旅客の運搬、財の移動、乗員を含む輸送手段のチャーターなど全ての輸送サービスに関する取引を計上する。輸送手段(海上輸送、航空輸送、陸上輸送、宇宙、パイプラインなど)及びサービスの内容(旅客、貨物、その他)の区分に基づいて内訳項目が設けられている。
- 船舶や航空機のように移動可能な設備による輸送活動はその運輸業者の居住

国に帰属する。さらに、運輸業者の海外支店・代理店については、海外で独立した企業活動を行うものとみなされる。例えば、自国の居住者が外国の航空会社の飛行機を利用して海外渡航する場合、その航空券が国内にある航空代理店を通じて購入されたものでも、サービス貿易として計上される。一方、自国の居住者が自国の航空会社を利用して海外渡航する場合は、輸送サービスの貿易には計上されない。

- サービスの内容の「その他」には、海難救助のサービスや港湾、空港などにおいて提供される輸送関連のサービス（積み下ろし等の貨物取り扱い、保管・倉庫業、梱包・解梱、曳船及び輸送設備の保守・清掃など）が含まれる。

### （３）その他サービス

「その他サービス」には、輸送、旅行に属さない全てのサービスを含み、通信、運輸、保険、金融、情報、特許等使用料、その他営利業務、文化・興行及び公的その他サービスについて、それぞれ居住者・非居住者間の受取・支払を計上する。

#### １）通信

居住者・非居住者の通信に関する受取・支払を計上する。

通信サービスは大きく二つに分類される。第一はテレコミュニケーション・サービスである。具体例としては、電話、テレックス、ケーブル、電信、放送、通信衛星、電子郵便、ファクシミリ・サービス等による音声、映像などの遠隔通信などが挙げられる。第二は郵便、クーリエサービスである。この具体例として、国営の郵便機関及びその他の郵便業者による手紙、新聞、定期刊行物、パンフレット等の印刷物、小包、小荷物の集配及び輸送を含む郵便などが挙げられる。

#### ２）建設

本邦企業が外国において、または外国企業が本邦において請け負った（通常は短期間の）建設・据付工事に関する費用の受取・支払を計上する。

企業の海外子会社、支店等はその所在する国の居住者として扱われることになるため、子会社等が行う建設工事は当該国の生産の一部として、国内間取引の扱いとされる。このため、国際収支統計上は計上の対象外とされる。

#### ３）保険

本邦保険業者が非居住者に提供する、及びその逆の、様々な形態の保険（貨物保険、生命保険、損害・傷害保険、医療保険、火災保険などの元受保険及び再保険）に関する保健サービス料及び代理店手数料を計上する。

保険会社に帰属するサービス料は受取保険料から支払保険金を控除した額として定義されている。これは、保険金、保険料からサービス料相当部分だけを正確に抽出するのは統計技術的に困難なためである。また、海外の保険会社に支払う貨物保健サービス料については、保険料支払額に一定のサービス料率を乗じて算出した推定値が用いられている。この理由は、受取保険金の把握が出来ないものがあるためである。

損害保険と生命保険については、国際収支統計上の計上の方法が異なる点に注意する必要がある。損害保険（貨物保険、再保険等を含む）については、「経常移転収支・その他・その他移転」に含まれる。これは損害保険が対価を伴わない資金の享受であるためである。一方、生命保険（契約年金を含む）は、「投資収支・その他投資・雑投資」として計上される。これは、生命保険を加入者が保険会社で運用している金融資産（負債）とみ

なしているためである。

#### 4) 金融

居住者・非居住者間の金融仲介及びその付随的なサービスを計上する。(但し、保険業者に関するものを除く)。

金融サービス貿易の具体例としては、銀行引受手形、余信枠、フィナンシャルリース及び外国為替取引に伴う仲介手数料、証券(金融派生商品を含む)取引手数料、商品先物業者の委託手数料、資産管理・顧問サービス・証券コストディサービス等に伴う手数料などが挙げられる。

#### 5) 情報

居住者・非居住者のコンピュータ・データ・サービス及び報道機関などによるニュース・サービスに関する費用の受取・支払を計上する。

コンピュータ・データ・サービス貿易とは、例えば、データベースの開発・保管・オンラインサービス、データ処理、ハードウェアのコンサルタント、ソフトウェアの設計・開発・関連機器の保守・修理等である。一方、ニュース・サービスには、報道機関に対する情報提供(通信社)サービス、並びに個人が利用する新聞及び定期刊行物の購読料などが計上されている。

#### 6) 特許等使用料

居住者・非居住者間の特許権、商標等の工業所有権、鉱業権、著作権などに関する権利の使用料、及びライセンス契約に基づくフィルムなどの原本等の使用料の受取・支払を計上する。

特許使用料の内訳としては、ノウハウ、フランチャイズ、商標、工業工程などがある。これらの権利の使用料、または技術・経営指導料の受取が計上されている。

プログラム・データベース利用料等は「情報」として計上される。上・放映権料は「文化・興行」に計上される。また、これらの使用料の源泉となる権利そのものの取得・譲渡については「その他資本収支・その他資産」として計上されている。

#### 7) その他営利業務サービス

居住者・非居住者間の上記以外の様々なサービス取引に係る費用の受取・支払を計上する。業務の内容によって「仲介貿易・その他貿易関連」、「オペレーショナル・リース」、「その他業務・専門サービス」に区分される。「仲介貿易・その他貿易関連」に含まれるのは、居住者(商品ブローカー、ディーラー及び代理店等)と非居住者との間の仲介貿易に係るサービス料、及びその他の財・サービス取引に係る委託手数料などである。なお、金のディーリング等極めて短期間に転売(再輸出)される財の輸出入については、「貿易収支」として計上せず、その輸出(入)額と再輸入(出)額の差額を仲介貿易に係るサービス料の受取とみなされ、当項目に計上されている。

「オペレーショナル・リース」の具体例としては、機械、設備等のリース料(フィナンシャルリースを除く)及び乗員を含まない船舶・航空機等の輸送設備のチャーター料などが挙げられる。フィナンシャルリース料については、サービスではなく利子所得と貸付・借入として取り扱われ、「所得収支・その他投資収益」及び「投資収支・その他投資」として計上される。

「その他業務・専門技術サービス」には、法務・経理・経営コンサルティング、広告・市場調査、研究開発・実験、建築設計、農業・鉱業指導、翻

訳・通訳等を含む専門技術サービスに係る費用が計上されている。再輸出入を伴わない現地加工の加工費も当項目に計上されている。

8) 文化・興行

居住者・非居住者間の、(1)音響・映像サービス(報道目的以外)の制作費、賃貸料等、(2)その他の文化・娯楽サービスに係る費用、の受取・支払を計上する。

「文化・興行」として計上されるサービスは、例えば、報道用以外の映像・音響関連フィルム、テープ、レコード等の制作費、賃貸借料、上・放映権料等の受払(但し、ニュース関連のフィルム・テープ賃貸借料等は「情報」に計上される)、通信教育の講師等報酬、芸能人の出演料、プロスポーツ選手の報酬、協会・クラブ・学会その他団体への入会金・会費、書籍代金、その他芸能・興行関連行事の費用等の受払などが挙げられる。

9) 公的その他サービス

上記のいずれにも含まれない公的サービスの取引(国連などの国際機関を含む)を計上する。

公共その他サービスの具体例としては、在外政府公館・軍隊等とこれらの諸機関が駐在する国の居住者及びその他の国との全ての取引(公館等の経常経費の他、官員・家族等の個人的支出も含む)や、一般の行政支出でこれ以外の項目に含まれない取引などが挙げられる。

5) 留意事項

表上の記載事項の留意点は次のとおり

- a) 「WORLD (TOTAL)」は、集計可能なすべての国・地域の合計額を示す。
- b) 「国数」は、「WORLD (TOTAL)」の集計に使用した集計可能な国・地域数を示す。
- c) 記号等

	数値がマイナス(負)であることを示す
0.0	単位未満(過小)
n.a.	不詳